



国では5月下旬でマイナンバーカードの通知カードを廃止することとしています。それにより、通知カード廃止後、新たに付番された方へのマイナンバーの通知は「個人番号通知書」により行われます。

「個人番号通知書」はマイナンバーを証明する書類として使用できません。マイナンバーを証明する書類が必要な場合には、顔写真付きのマイナンバーカードまたはマイナンバー入りの住民票の写しなどを提出することとなります。

通知カード廃止後について

通知カード廃止後は、通知カードの交付、再交付は行われません。すでに交付済の通知カードについては、記載事項（住所、氏名など）が、住民票と一致している場合のみ、マイナンバーを証明する書類として引き続き使用できます。ただし、通知カード廃止後に氏名や住所を変更した場合、通知カードの記載事項は変更できません。

問合せ 市民課受付係 ⑩123

マイナンバーの通知カードが廃止になります



特別定額給付金を支給します

市では、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受け、家計への支援を行うため、特別定額給付金事業を実施します。

給付対象 令和2年4月27日現在、羽村市の住民基本台帳に記録されている方

給付額 給付対象者1人につき10万円

受給権者 住民基本台帳に記録されている方の属する世帯の世帯主

申請方法

①郵送申請方式 市から郵送された受給権者宛ての申請書に、振込口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しを市へ郵送する。

②オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者） マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から振込口座などを入力し、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施。本人確認書類は不要）

※市役所に臨時の受付窓口を設置しますが、感染拡大防止の観点から、①②の方法での申請をお願いします。

給付方法 原則、世帯単位で銀行口座へ振り込みます。

※口座を持っていない場合の給付方法などは、申請書に同封するお知らせを確認してください。

●市では現在、申請書類の発送準備を進めています。詳しい内容や給付開始日などは決まり次第、市公式サイト・広報はむらなどでお知らせします。

問合せ

- 羽村市特別定額給付金担当 ☎ 0570-033-355
〈午前9時～午後4時30分（午前11時45分～午後1時および土・日曜日、祝日を除く）〉
- 総務省特別定額給付金コールセンター
☎ 0120-260020 〈午前9時～午後6時30分（土・日曜日、祝日を含む）〉

給付金を装った詐欺に注意してください！

市や総務省などが、銀行などのATMの操作をお願いすることや、手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。不審な電話や郵便、メールなどが届いた場合は、羽村市役所や福生警察署 ☎ 551-0110（または警察相談専用電話（#9110））に連絡してください。



新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給します

問合せ 市民課保険係 ⑩127

対 象 次の①～③のすべてに当てはまる方

- ①羽村市国民健康保険の被保険者である被用者（給与などの支払いを受けている方）
- ②新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状で感染が疑われることによる療養のため、労務に服することができない方
- ③労務に服することができない期間の給与などの支払いを受けられないか、一部減額されて支払われる方

支給の対象となる期間 労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間

支給額 直近3か月間の給与などの収入額の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×日数ただし、給与などが一部減額されて支払われている場合など、支給額が減額されたり支給されない場合があります。

適用期間 令和2年1月1日～9月30日で労務に服することができない期間（入院が継続している場合などは最長1年6か月まで）

※支給対象となる日が上記の期間内であること
申請方法 該当すると思われる場合は、市民課保険係まで電話で問い合わせてください。

マイナンバーケース No.21

マイナンバーの通知カードで手続きができなくなる!!

通知カード廃止、この機会にマイナンバーカードを作りましょう

マイナンバーカードはどんなことに使えるの？

マイナンバーの証明書、身分証明書として使える…顔写真付きの公的身分証明書として使うことができます。

上記「マイナンバーの通知カードが廃止になります」のとおり、今後は住所氏名などが変わると、通知カードはマイナンバーを証明する書類として使用できなくなります。行政機関や勤務先へマイナンバーを提示する手続きはマイナンバー入りの住民票で行うことができますが、発行手数料がかかりますので、この機会にマイナンバーカードを作ってみませんか。マイナンバーカードの申請方法は地方公共団体情報システム機構ウェブサイトをご覧ください。

マイナンバーカードはどんなことに使えるの？

マイナンバーの証明書、身分証明書として使える…顔写真付きの公的身分証明書として使うことができます。

コンビニなどで住民票などの証明書が取れる…マルチコピー機やキオスク端末のある全国のコンビニなどで住民票、印鑑登録証明書、課税（非課税）証明書、戸籍の証明書を取得できるサービスを行っています。毎日午前6時30分～午後11時まで利用可能です（年末年始、システムメンテナンス日などを除く）。



▲マイナちゃん

インターネットを通じて確定申告ができる…ICカードリーダーライタのついたパソコンや、マイナンバーカード対応スマートフォンから、e-Taxで確定申告ができます。

マイナポイントがもらえる…マイナンバーカードを持っている人が手続きを行い、民間のキャッシュレス決済サービス（電子マネー、バーコード決済など）で2万円までのチャージまたは買い物をする、9月以降、1人あたり上限5000円分のマイナポイントをもらうことができます。対象となるキャッシュレス決済サービスや、マイナポイントをもらうまでの流れは総務省ウェブサイトをご覧ください。

問合せ マイナポイントについて…情報管理課 ⑤13 / マイナンバーカードの交付について…市民課受付係 ⑩121

例：5月下旬以降に住所が変わった方が、マイナンバーを提示する手続きをする場合



▲通知カードでは手続きできません。



▲マイナンバーカードで手続きできます！



▲地方公共団体情報システム機構ウェブサイト



▲総務省ウェブサイト